場合に於て檢察官の請求ある時い重罪裁判所を開きたる裁判所の判事一名をして豫審を爲さしめ本會又は次會に於て本案の事件と共に之を裁判す可し

第四百三條　檢察官其他訴訟關係人は重罪裁判所の對審裁判言渡に對し上告を爲すことを得

第四百四條　闕席裁判を爲すには裁判長書記をして公訴狀及び必要ありとする豫審書類を朗讀せしめ又原被證人の陳述を聽く可し

檢察官い法律の適用に付き意見を陳述し民事原告人い要償に付き意見を陳述すべし

民事擔當人は答辨することを得

第四百五條　闕席裁判言渡書は檢察官其他訴訟關係人の請求に因り本人又は其住所に送達す可し

第四百六條　闕席裁判に係る刑の言渡に對しては檢察官よ非ざれば上告を爲すことを得ず

民事原告人及び民事擔當人は私訴の裁判言渡に對し上告を爲すことを得

第四百七條　闕席裁判に因り刑の言渡を受けたる者は刑の期滿免除に至るまで何時にても故障を爲すことを得但し捕に就きたる時は十日内に故障を爲すべし

第四百八條　故障の中立は闕席裁判を爲したる重罪裁判所に之を爲すべし

重罪裁判所に於てい先づ其故障を受理す可きや否を判決す可し

其故障を受理すべき者と判決したる時い本會又い次會に於て通常の規則に從ひ更よ裁判を爲すべし

第四百九條　闕席裁判を爲したる重罪裁判所閉廳の後い其地を管轄する控訴裁判所に故障の中立を爲すべし

控訴裁判所に於て其故障を受理す可き者と判決したる時は通常の規則に從ひ更に重罪裁判所の裁判を受くべきの言渡を爲すべし

第五編　大審院の職務

第一章　上告

第四百十條　檢察官及び被告人は豫審又は公判の言渡に對し左の場合に於て上告を爲すことを得

一　法律に背き忌避の申立を認可せざる時

二　裁判所の構成規則に背きたる時

三　法律に背き管轄違又い管轄なりと言渡若くは管轄に非ざる裁判所に事件を移すの言渡ありたる時

四　法律に於て無効の記載ある規則に背きたる時又は無効の記載なき規則に背きたるに因り異議の申立ありたる場合に於て之を認可せざる時

五　法律に背き公訴を受理し又は受理せざる時

六　法律に定めたる場合に於て檢察官の意見を聽かざる時

七　裁判所に於て請求を受たる事件に付判決を爲さず又い職權を以て判決するとを得可き場合を除くの外請求を受ざる事件に付き判決を爲したる時

八　裁判言渡を公行せず又い傍聽を禁ずるの言渡をくして訊問及び辨論を公行せざる時

九　事實及び法律に依り言渡の理由を付せず又い其理由の齟齬ある時

十　擬律の錯誤ある時

十一　越權の處分ある時

第四百十一條　免訴又は無罪の言渡ありたる場合に於ては被告人の利益の爲め定めたる規則に背きたると又は犯罪の場所に因り管轄違ありと雖も上告を爲すことを得ず

第四百十二條　民事原告人被告人及び民事擔當人は私訴に關する豫審又は公判の言渡に對し第四百十條に定めたる原由に付き上告を爲すことを得

第四百十三條　上告の對手人は大審院の判決あるまで何時にても附帶の上告を爲すことを得

大審院檢事長も亦附帶の上告を爲すことを得

第四百十四條　上告の期限は三日なりとす但し豫審に付て い言渡書の送達ありたるより起算す

第四百十五條　豫審又い公判の言渡ありたるより起算し公判に付て い言渡に對し上告ありたる時い勾留保釋責付釋放及び放免の言渡を除くの外其執行を停止す

第四百十六條　上告を爲さんとする者は其申立書を原裁判所の書記局に差出すべし上告の申立書は其申立ありたるより二十四時内に書記より之を對手人に送達すべし

第四百十七條　上告申立人は其申立を爲したるより五日内に趣意書を原裁判所の書記局に差出すべし

書記は上告趣意書を受取りたるより二十四時内に之を對手人に送達すべし

第四百十八條　對手人は上告趣意書を受取りたるより五日内に答辨書を原裁判所の書記局に差出すべし

書記は其答辨書を受取たるより二十四時内に之を上告申立人に送達すべし

第四百十九條　檢察官より差出すべき上告趣意書又い答辨書は二通を作り一通を大審院に差出し一通を對手人に送達すべし

私訴の裁判言渡に對し訴訟關係人より差出す可き上告趣意書又は答辨書に付て亦同し

第四百二十條　書記は數前條に定めたる期限經過したる後速に訴訟書類及び上告書

類を其裁判所の檢察官に差出すべし

檢察官は其書類を五日内に大審院檢事長に差出し且意見ある時は之を添ふべし

檢事長は上告事件を刑事局の簿冊に登記すべきことを院長に請求すべし

第四百二十一條　上告申立人及び對手人は代言人を差出すことを得

重罪の刑は言渡を受けたる者上告を爲し又は檢察官より重罪の刑に該るべき者として上告を爲したる場合に於て刑の言渡を受けたる者自ら代言人を選任せざる時は院長の職權を以て其院所屬の代言人中より之を選任すべし

第四百二十二條　院長は刑事局判事中より專任判事一名を命すべし專任判事は一切の書類を檢閲し其報告書を作る可し但し自己の意見を付すべからず

第四百二十三條　上告申立人及び對手人は專任判事の報告書を差出すまでは大審院書記局を經由して其趣意を擴張すべき辨明書を差出すことを得

專任判事報告書を差出したる時は之を其報告書に添ふべし

第四百二十四條　書記は開廷より三日前に開廷の日時を上告申立人及び對手人の代言人に報知すべし

第四百二十五條　開廷の日には公廷に於て專任判事其報告書を朗讀すべし

檢事長及び代言人は各其趣意を辨明すべし

私訴の上告に付ては檢事長最終に其意見を陳述すべし

第四百二十六條　上告申立人又は對手人より代言人を差出さゝる時は其儘にて判決を爲すべし

第四百二十七條　大審院に於て上告の理由なしとする時は之を棄却するの言渡を爲すべし

第四百二十八條　大審院に於て豫審又は公判の言渡に對する上告に付き破毀の原由ありとする時は其言渡の全部を破毀し其事件を他の裁判所に移すの言渡を爲すべし但し後の數條に記載したる場合は此限にあらず

第四百二十九條　擬律の錯誤若くは法律に背き公訴を受理し又は受理せざることに因り原裁判言渡を破毀したる時は其事件を移すとなく大審院に於て直ちに裁判言渡しを爲す可し

第四百三十條　豫審又は公判の手續規則に背きたることありと雖も其後に手續に利害を及ぼさゞる時は其事件を他の裁判所に移すとなく止だ其手續を破毀す可し

第四百三十一條　豫審又は公判の言渡の毀分に對し上告ありたる場合に於て他の部分に關係あらざる時は大審院に於て其上告に係る部分を破毀し法律に從ひ直ちに相當の裁判言渡を爲し又は其事件を他の裁判所に移すべし

第四百三十二條　大審院に於て裁判言渡を破毀し直ちに裁判言渡を爲したる時は原裁判所又は他の裁判所をして其執行を爲さしむ可し

第四百三十三條　大審院に於て破毀したる事件を他の裁判所に移すの言渡を爲す可き時は原裁判所に接近したる同等の裁判所を示定すべし其單に私訴に係る事件ハ之を民事裁判所に移す可し

第四百三十四條　法律に係る大審院の判決は確定の者とす

大審院より送付を受けたる裁判所の裁判言渡に對しては通常の規則に從ひ更に上告を爲すことを得

第四百三十五條　法律に於て罰せざる所爲に對し刑を言渡し又は相當の刑より重き刑を言渡したる場合に於て定期内に上訴する者なくして其裁判言渡し確定したる時は大審院檢事長より司法卿の命に因り又ハ職權を以て何時にても非常上告を爲すことを得

非常上告ありたる時ハ原裁判言渡を破毀し大審院に於て直ちに裁判言渡しを爲すべし

第四百三十六條　左の場合に於ては大審院の裁判言渡しに對し檢事長其他訴訟關係人より其院に哀訴することを得

一　大審院に於て前條に定めたる式を履行せざる時

二　訴訟關係人より申立る條件に付き判決を爲さゝる時

三　同一の裁判言渡しに付き二箇の條件齟齬したる時

第四百三十七條　哀訴を爲さんとする者は裁判言渡ありたるより三日内に書記局に其申立を爲すべし

書記は申立書を受取りたるより三日内に之を對手人に送達し對手人ハ同一の期限内に其答辨書を差出すべし

大審院に於ては通常上告の規則に從ひ哀訴の判決を爲すべし

第四百三十八條　大審院の裁判言渡しは其言渡しありたるより三日間又哀訴ありたる時は其判決あるまで執行を停止す

第二章　再審の訴

第四百三十九條　再審の訴は左の場合に於て重罪輕罪の刑の言渡に對し被告人利益の爲め之を爲すことを得但し裁判確定の後に非ざれば之を爲すことを得ず

一　人を殺したる罪に付き刑の言渡ありたる後其言渡の日に當り殺されたりと認められし者現に生存し又は犯罪前既に死去したるの確證ありたる時

二　同一の事件に付き共犯ゝ非ずして別に刑の言渡を受けたる者ありたる時

三　犯罪ある以前に作りたる公正の證書を以て當時其場所に在らざることを證明したる時

四　被告人を陷害したる罪に因り刑の言渡を受けたる者ありたる時

五　公正の證書を以て訴訟書類に僞造又は錯誤あることを證明したる時

第四百四十條　再審の訴を爲すことを得べき者左の如し

一　刑の言渡を爲したる裁判所の檢察官

二　刑の言渡を爲したる裁判所を管轄する控訴裁判所の檢事長

三　大審院檢事長但司法卿の命に因り又は職權を以て其訴を爲すべし

四　刑の言渡を受けたる者

五　刑の言渡を受けたる者死去したる時は其親屬

第四百四十一條　再審の訴い刑の消滅したるに拘らず何時にても之を爲すことを得

第四百四十二條　再審の訴を爲さんとする者は其趣意書に原裁判言渡し書の謄本及び證憑書類を添へて之を原裁判所の書記局に差出すべし

原裁判所の檢察官は其書類に意見書を添へ之を大審院檢事長に差出すべし

原裁判所の檢察官及び控訴裁判所檢事長自ら再審の訴を爲さんとする時い前項の手續に從ひ其書類に差出さしむべし

第四百四十三條　大審院に於ては檢事長の請求に因り速に專任判事一名をして其眼調を爲し報告書を差出さしむべし

第四百四十四條　大審院に於てい他の事件を閣き刑事局判事全員會議局に集會し專任判事の報告書及び檢事長の意見書に依り判決を爲すべし

第四百四十五條　大審院に於て再審の原由あることを認めたる時は原裁判言渡を破毀し公訴及び私訴に付き再審を爲すべきことを言渡し其事件を原裁判所と同等ある他の裁判所に移すべし

其送付を受けたる裁判所に於ては通常の規則に從ひ裁判を爲すべし

第四百四十六條　死者の親屬より再審の訴を爲したる場合に於て大審院にて再審の原由あることを認めたる時は其事件を他の裁判所に移すとあく原裁判言渡を破毀すべし

第四百四十七條　再審の裁判に因り無罪の言渡ありたる時又い前條の場合に於て破毀の言渡ありたる時は其者の名譽を復する爲め其言渡書を揭示公告すべし

第三章　裁判管轄を定むるの訴

第四百四十八條　通常裁判所と特別裁判所とを問はず管轄に非ざるの言渡を爲し其言渡確定したる時又已遁の原由若くは非常の事變に因り訴訟事件を管理すると能はざる時は檢察官其他訴訟關係人より裁判管轄を定むるの訴を爲すことを得

大審院檢事長は司法卿の命に因り又は職權を以て其訴を爲すことを得

第四百四十九條　裁判管轄を定むるの訴を爲さんとする者は其趣意書に訴訟書類を添へ之を大審院の書記局より差出すべし

第四百五十條　大審院に於ては刑事局判事五名以上會議局より集會し專任判事の報告書及び檢事長の意見書に依り裁判管轄を定むるの訴を判決し其事件を管理すべき

○公安又は嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴

裁判所を定示す可し

第四章　公安又は嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴

第四百五十一條　犯罪の性質被告人の身分員數地方の民心其他重大なる事情に因り裁判に對し紛擾又は危險を生するの恐ある時は公安の爲め其事件を同等なる他の裁判所に移すことを得

第四百五十二條　公安の爲め裁判管轄を移すの訴は司法卿の命に因り大審院檢事長より其院に之を爲す可し

第四百五十三條　大審院に於ては會議局にて訴訟關係人の申立を聽くことなく速よ前條の訴を判決すべし

第四百五十四條　被告人の身分地方の民心又は訴訟の摸樣に因り裁判の公平を維持すると能はざるの恐ある時は嫌疑の爲め其事件を同等なる他の裁判所に移すことを得

第四百五十五條　嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴は管轄裁判所の檢察官其他訴訟關係人より之を爲すことを得

民事原告人嫌疑ある裁判所に私訴を爲し又被告人其裁判所に於て異議の申立なくして本案に付て辨論を爲したる時は前項の訴を爲すことを得ず

第四百五十六條　嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴を爲すには其趣意書二通を原裁判所の書記局に差出すべし

書記は速に一通を對手人に送達し對手人は其送達ありたるより三日内に答辨書を差出すことを得

第四百五十七條　大審院に於ては第四百五十條の規則に從ひ前條の訴を判決すべし

第四百五十八條　嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴ありたる時は裁判所に於て其訴訟手續を停止す

第六編　裁判執行復權及び特赦

第一章　裁判執行

第四百五十九條　重罪輕罪違警罪の刑は裁判確定の後に非ざれば之を執行すべからず

第四百六十條　死刑の言渡確定したる時は檢察官より速に訴訟書類を司法卿に差出すべし

司法卿より死刑を執行すべきの命令ありたる時は三日内に其執行を爲すべし

第四百六十一條　死刑を除くの外刑の言渡し確定したる時は直に之を執行すべし

第四百六十二條　刑の執行は原裁判所の檢察官又は大審院より命を受けたる裁判所の檢察官の指揮に因り之を爲すべし

罰金科料裁判費用及び沒收物品は檢察官の命令書に依り之を徵收すべし

破壞又は廢棄すべき沒收物品は檢察官之を處分すべし

第四百六十三條　死刑の執行に付ては書記其始末書を作り刑の執行規則に從ひ立會を爲したる官吏と共に署名捺印すべし

其他刑の執行に關する方法細目は別に規則を以て之を定む

第四百六十四條　裁判言渡確定し又に闕席裁判ありたる時は其刑の言渡を爲したる裁判所の書記既決犯罪表を作り左の條件を記載すべし但し大審院に於て刑の言渡しを爲したる時は其執行を爲したる裁判所の書記之を作るべし

一　犯人の氏名年齢職業住所及び出生の地

二　罪名刑名

三　再犯

四　裁判言渡を爲したる年月日

五　對審裁判又は闕席裁判

第四百六十五條　既決犯罪表は二通を作り一通を司法省に送致し一通を其裁判所の書記局に藏置すべし

違警罪の既決犯罪表は一通を作り其裁判所の書記局に藏置すべし

第四百六十六條　刑の言渡を受けたる者其言渡の條件に付き疑義の申立又は其執行に付き異議の申立を爲したる時は刑の言渡を爲したる裁判所に於て之を判決すべし

第四百六十七條　刑の言渡を受けたる者逃亡の後捕に就きたる場合に於て人違の申立ありたる時は之を認定する爲め前に其罪を認めたる裁判所に送致すべし

裁判所に於て本犯なることを認定すると能はざる時は事實參考の爲め曾て其事件に干預したる裁判官檢察官書記又は原被の證人を呼出すことを得

第四百六十八條　前二條の場合に於ては公廷に於て刑の言渡を受けたる者の申立及び檢察官の意見を聽き裁判言渡を爲すべし但其言渡に對しては上訴を許さず

第四百六十九條　賠償及び訴訟關係人に償還すべき裁判費用に付き其言渡の執行は通常民事の規則に從ふ

第二章　復權

第四百七十條　復權の願は刑法第六十二條に定めたる期限經過したる後刑の言渡を受けたる者より司法卿に之を爲すべし

復權の願書には本人署名捺印し現に住する地の始審裁判所の檢事に之を差出すべし

第四百七十一條　復權の願書には左の書類を添ふべし

一　裁判言渡書の謄本

二　主刑の滿期特赦又い滿期免除と爲りたることを證明する書類

三　假出獄及び假に監視を免せられたるの證書

四　賠償及び裁判費用を辨濟し又は其義務を免かれたるの證書

五　過去現在の住所及び生計を記載する書類

第四百七十二條　檢事は願人の品行其他必要の取調を爲し前條の書類に意見書を添へ之を控訴裁判所檢事長に差出すべし

第四百七十三條　檢事長い更に必要の取調を爲し復權の願に關する書類に意見書を添へ之を司法卿に差出すべし

第四百七十四條　司法卿は復權の願に關する書類を檢閲し其願ひを允許すべき者と認めたる時い速に上奏すべし

第四百七十五條　勅裁又い司法卿の意見に因り復權の願を棄却したる時は司法卿より其旨を控訴裁判所檢事長に通知し檢事長より願書を差出したる始審裁判所檢事に通知すべし

前項の場合に於ては刑法第六十三條に定めたる期限の半を經過するに非ざれば更に其願を爲すことを得ず

更に復權の願を爲すに付ても亦前數條の規則に從ふ

第四百七十六條　復權の裁可ありたる時は司法卿より其裁可狀を控訴裁判所檢事長に送致し檢事長より願書を差出したる始審裁判所檢事に送致すべし

檢事は裁可狀の謄本を願人に下付すべし

又刑の言渡を爲したる裁判所に裁可狀の謄本を送致し其裁判所に於ては之を裁判言渡書に記入すべし

第三章　特赦

第四百七十七條　特赦は刑の言渡確定したる後何時にても檢察官又は監獄長より犯人の情狀を具し司法卿に申立することを得

監獄長より特赦の申立を爲す時は檢察官を經由すべし但檢察官は意見書を添へ上奏すべし

特赦の申立ありたる時は司法卿より其書類に意見書を添へ上奏すべし

第四百七十八條　司法卿は刑の言渡確定したる後何時にても特赦の申立を爲すことを得

死刑を除くの外特赦の申立ありと雖も刑の執行を停止せず

第四百七十九條　特赦の申立棄却ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲したる裁判所の檢察官に其旨を通知すべし

第四百八十條　特赦の裁可ありたる時い司法卿より刑の言渡を爲したる裁判所の檢察官より特赦狀を送致すべし此場合に於ては第四百七十六條の規則に從ふ

臨獄財信解

監獄則譯解目錄

第一編

第一章　汎則　一丁

第二章　監署の規程　二丁

第三章　監獄の構造　七丁

第二編

第一章　役法附時限　八丁

第二章　工錢　一〇丁

第三章　徒刑流刑及ひ禁獄の刑を受たる囚徒押送　一一丁

第四章　假出獄免幽閉の者に貸與する屋舍　一二丁

第三編

第一章　給與　一二丁

第二章　疾病附死亡　一六丁

第三章　書信　一七丁

第四章　接見　一八丁

第五章　差入品　仝丁

第四編

第一章　教誨　一九丁
第二章　賞譽　二三丁
第三章　懲罰　仝丁

監獄則譯解

第一編

第一章　汎則

第一條　監獄を別て左の六種と爲す

一　留置場　裁判所及び警察署に屬するものにして未決者を一時留置するの所とす
但時宜に由り拘留の刑に處せられたる者を拘禁するの所とす

二　監倉　未決者を拘禁するの所とす

三　懲治場　懲治人を懲治するの所とす

四　拘留場　拘留の刑に處せられたる者を拘留するの所とす

五　懲役場　懲役の刑及び禁錮の刑に處せられたる者を拘禁するの所とす

六　集治監　徒刑流刑及び禁獄の刑に處せられたる者を集治す
北海道に在る本監は徒刑流刑に處せらるゝ者を拘留するの所とす

第二條　監獄は內務卿の管轄に屬す但陸海軍の管轄に屬するものゝ此限に在らず

第三條　集治監は內務卿之を直轄す留置場監倉懲治場　拘留場　懲役場ゝ警視總監又ゝ府知事（東京府を除く）縣令之を管理す

第四條　此獄則ゝ特に陸海軍の獄則を以て處すへきものに適用そることを得す

第五條　內務卿は毎年其所屬官吏をして各監獄を巡閲せしむへし

警視總監府知事縣令は毎年三四次所轄の監獄を巡閲すへし
裁判官檢察官は時々其裁判所に屬する監倉を巡閲すべし
府縣會議員い臨時其府縣監獄を巡閲することを得

第六條　在監人と稱するい未決已決の者及ひ第十九條第三十條に記載したる者を云ふ

第七條　在監人より司獄官吏の處置に對し若し情苦を訴へんとするときい第五條第一項第二項に記載したる官吏巡閲の際封書又は口述を以て申告することを得

第二章　監署の規程

第八條　司獄官吏在監人を管束するは一に和平を旨とし罰例に照して犯則者を決責するの外恣に責罰するを得す

第九條　典獄看守長い日夜不時に監房の内外を視察し或い物件を査閲し其他囚徒の傲情を生し脱越等の事なからしむるを要す

第十條　新に入監する者あるときは典獄先つ拘引狀拘留狀收監狀又は處刑宣告書等の文書を査閲して之を領し其領收の證を引致し來たる者に交付す其文書なくして引致せられたる者を入監するを得す
未決者の中共犯人あるときい其監房を別異し談話通聲を禁し法庭に引致の時も同往せしむるを得す
已決囚は第十六條に記載したる差別に從ひ其監房を別異す

第十一條　入監の婦女乳兒(三歳未満)を携帶せんと請ふ者あるときは之を許す

第十二條　新に入監する者あるときは名籍の樣本に照し其要項を詳錄し一小房内に於て通身を搜檢し利器其他の物件を夾帶するを拒くべし懲治人の監舍に入るときも亦同し

第十三條　總て監房に入るゝ物品い典獄一々之を精驗し其危險の虞あるものい一切之を禁すべし

第十四條　總て入監人の携有する財貨物件は悉く點檢して其名數を簿冊に記載し典獄一々證印して之を領置し釋放の時還付すべし但點檢の際隱匿せし貨物い沒收す若し其領置の貨物を以て親屬を扶助し其他正當の費用に充んと請ふときは之を許す

第十五條　在監人書籍を看んと請ふときい新聞紙及び時事の論説を記載するものを除き修身又は營業に必要あるものゝみを許すへし

第十六條　已決囚は各刑名に從て其監房を別異し又其中に就て左の記載したる者を別異す

一　十六歳未満の者と満十六歳以上の者
二　満十六歳以上二十歳未満にして再犯以上の者と同上の年齡にして初犯の者
三　初犯の者と再犯以上の者

第十七條　要犯疑獄に係る者を拘禁する未決監に於ていい其氏名を呼はす番號を以て之

に換ふへし但着衣の外襟に白布を縫着し其番號を墨書し監房を出入する毎に皂布を以て覆面し當眼の處ゑ小孔を穿ち共犯者をして共に拘禁の身たるを覩探するを得さらしむ

第十八條　放恣不良の者を懲治場ゑ入れ矯正歸善せしめんと其尊屬親より願出るときは第二十條第一項の例に照して處分すへし

矯正歸善の爲め懲治場に入るへき者の年齢は滿八歳以上滿二十歳以下を限とす

第十九條　懲治人と稱するは左に記載したる者を云ふ

一　刑法第七十九條第八十條第八十二條に從ひ懲治場に留置する幼年の者及ひ瘖瘂者

二　尊屬親の情願に由て懲治場に入たる者

第二十條　前條第二款に記載したる懲治人は戸長の證票を具するに非れ入場を許さす但在場の時間は六個月を一期とし二年に過るを得ず

入場を請ひし尊屬親より懲治人の行狀を試る爲め宅舍に帶往せんと請ふときは其情狀に因り之を許すへし

第二十一條　懲治人は左の年齢に從ひ其居房を別異す

一　十六歳未滿の者と滿十六歳以上の者

二　滿十六歳以上二十歳未滿にして再ひ懲治場に入し者と同上の年齢にして初て入場する者

第二十二條　在監人を他監に移すときは其名籍又い處刑の宣告書其他必用の文書及ひ領置の貨物を具して送致すへし其發遣の途中に在ての行狀は押送官吏之を記述して典獄に知會すべし

在監人を裁判所又は他監に押送するときい戒具を用ひ男と女を別つへし但懲治人は戒具を用ひす

第二十三條　典獄い看守長及ひ看守をして常に在監人の行狀を錄さしめ賞罰を行ふの考據とおすべし

第二十四條　賞表を與へたるときい賞譽簿に其氏名及ひ賞詞を記載し褫奪したるときは之を刪除すへし但其賞罰を行ひたる旨を囚徒に示すは第二十六條の例に依るへし

第二十五條　特赦ありたるときい速に其旨を内務卿に申報すべし

第二十六條　特赦を受たる者あるときは免役日若くい日曜日の午後に在て他の囚徒を集め其旨を聽かしめ仍は之を掲示すべし

第二十七條　假出獄を許されたる者には其證票を與へ警察巡傳を以て其居住せんとする地に押送すべし

監署に領置せし金錢は出獄者に携帶せしめす其金員を錄して共に其地の警察官（治罪法第六十條第二項に記載したる官吏）に送致すへし

第二十八條　假出獄免幽閉を受たる徒刑流刑の者其刑期間ハ典獄に於て營業の方法を指示し其來署を要するときは召喚することを得

第二十九條　在監人中能く監則を守る者を撰て傳告者誘工者となす

傳告者は官吏の命令を在監人に傳へしめ誘工者は工場に在て服役者を勸誘せしむ但傳告者誘工者ハ滿六箇月以上其用務を繼續せしむるを得ゝ

傳告者及ひ誘工者は私に在監人を使役し若しくは凌辱するの所爲あるを許さず

第三十條　刑期滿限の後頼るへき所あき者は其情狀に由ハ監獄中の別房に留め生業を營ましむることを得

第三十一條　刑期滿限の者を解放するハ滿期の翌日午前第十時を過へからす

第三十二條　死刑の執行は午前第十時を過るを得す其執行中は看守をして嚴に刑場の門戸を護らしむへし

其遺骸ハ死相を驗したる後仍ほ二分時を過されは埋葬若しくは下付することを得

第三十三條　死刑者又ハ死亡者あるときハ其年月日時を記し典獄より本籍の戸長及び近地の親屬若くは故舊に通知すへし其監署に領置したる貨物は親屬に下付す若し親屬あきときは遺骸を領取したる故舊に之を下付す

但死者の身に纏ひたる衣服ハ此限に在らず

親屬遠地に在て物品を送付するに入費を要するものは其物品を販賣して代價を遞付することを得但送費は親屬の自辨とす

若し其物件又は代價を受くへき者あきときは之を沒收す

第三十四條　在監人逃走する者ある時は領置の貨物ハ前條の例に依て處分すへし但沒收ハ逃走の日より滿一個年を經るの後に非されハ之を處分することを得す

領置の工錢ハ第五十七條に照して處分すへし

第三十五條　監獄の近境より發火して罹災の虞あるときは司獄官吏其形勢を量り在監人を他所に押送し其災を避しむへし

水火風震其他激甚なる變災に際し在監人を押送するの遑あきときは要犯疑獄に係る者を除くの外一時解放するを得

第三章　監獄の構造

第三十六條　留置場　監倉　懲治場　勾留場　懲役場一區畫内ハ在るものハ墻壁を以て之を區畫すへし

第三十七條　未決監已決監及ひ懲治場は男監女監の別を嚴劃すへし

甲の監房に在る者と乙の監房に在る者と彼是交談し又ハ物件を交遞するの便を得さらしむべし各監房の鑰匙ハ其製式を同くし甲乙適用するを要す

第三十八條　密室は監倉に設け他人と交通することを得さらしむへし
闇室は已決監に設け暗に空氣を通せしめ毫も光線を通せしめさるを要す
密室闇室へ一室一人を限とす

第三十九條　接見室は監舎の首部に設け其壁面に方三尺の口を開き之に縱横の格子を嵌め格子より三尺許を距て柵欄を設け在監人へ格子内に立しめ外人は格子外の柵欄に倚らしむべし但懲治人の接見室は此例を用ひす

第四十條　燈火は監房外に置き障碍するの虞あからしむべし

第四十一條　死刑場は監獄の一隅に設け墻壁を以て外見を防くへし

第二編

第一章　役法　附時限

第四十二條　定役に服する者の作業へ刑名に因て之を斟酌し毎日一日の科程を定めて服役せしむ滿十二歳以上十六歳未滿の者滿六十歳以上の者及び病後の疲勞若くへ身躰の虚弱に因り勞作に勝へさる者へ體力に應し作業の科程を寛恕す若し已むを得す外役に服せしむるときは鐵鎖を用て二囚毎に聯絆し笠を用て（晴雨を問へす）其面を掩はしむ但外役の囚徒は一組十人以上十五人以下と定め看守一人押丁一人以上をして之を監せしむ
外役の囚徒道路往來する時へ務めて他人通行の妨と爲らざらしむるを要す

第四十三條　毎日囚徒をして役に就かしむるに際し悉く之を監房外に整列せしめ看守長及ひ看守點檢をなすへし歸監せしむる時も亦同し

第四十四條　左に記載したる日は服役を免す父母の喪に遭ふ者も亦一日免役す

一月一日　元始祭　紀元節　神武天皇祭　神嘗祭　新嘗祭
一月二日　孝明天皇祭　春季皇靈祭　秋季皇靈祭　天長節
十二月三十一日

第四十五條　囚徒の專習すへき工業へ授業手若くへ工業殊等の囚をして之を導かしむ其刑期一年以下の者には習熟し易き工業を授るを要す

第四十六條　定役に服せざる囚徒と雖も典獄之を勸誘して其將來の生業を計り攝生又は親屬扶助の爲め勞作せんと請ふに至らしむるを要す其工業の種別を定むるは典獄の指示に依る

第四十七條　懲治人へ教誨に充る爲め服役時間表に準し七時に過きさる時間（休憩時を除）農業若くは工藝を教へ力作せしむへし

○時限

第四十八條　未決者及ひ定役に服せさる已決囚ハ毎朝日出の頃に起床し各其監房を掃除し畢て喫飯せしむ又毎日一時間以内監房外に於て運動を許す

第四十九條　定役に服する者は毎朝日出の頃に起床し各其監房を掃除し畢て喫飯せしむ其起床より約ね一時間を經て役に就かしめ午前十時前後に至て湯若くは水を與へ正午十二時に至り休役す飯後暫時休憩し再ひ就役日没前罷役せしむ其時間は別表に之を定む但時宜に由り其時間を伸縮するを得

起床還房及ひ就役罷役其他の動止を令するハ鈴若くハ柝を以てし全監一齊に動止せしる

第五十條　科程を終りたる者は時限に拘ハらず罷役せしむ

午飯に就かしむるの際科程の大半を爲し得たるや否を驗視すべし

若し偷懶にして怠役する者ハ飯後の休憩を許さす

第二章　工錢

第五十一條　定役に服する囚徒現役一百日を經れは始て各自の工錢を料定し之を十分して其一分を與へ餘分は之を監署に收む

定役に服せさる囚徒及ひ未決者にして作業する者の工錢は十分して其三分を監署に收め其七分を與ふ定役に服する囚徒にして當日の科程を畢て仍ほ作業する者科程外の工錢は之に準す

第五十二條　尊屬親の情願に由て懲治場に入たる者其尊屬親より衣食費を自辨する者の工錢は其全分を與へ衣食費を自辨すると能はさる者及ひ刑期滿限の後頼るへき所なくして監署傍の別房に留置したる者は其工錢の内より衣食費を扣除し餘分は之を與ふ

第五十三條　在監人に與ふへき工錢は監署に領置し毎月の首に於て其前月の總計金額を本人に知らしむへし

第五十四條　各種の工錢ハ其地普通の備工錢を準とし各自の技能に應し一日若干錢と定むへし

第五十五條　監署に領置の工錢は本人の請に由り親屬に贈與するを許し又は書籍其他必要の物品及ひ第六十九條に從ひ食物を贖ひ之を給することを得

第五十六條　在監人死亡し監署に領置の工錢あるときハ親屬に下付す親屬なきときハ遺骸を領取したる故舊に下付す若し下付を受へきものあきときハ之を没收す

第五十七條　在監人若し逃走したるときは已決囚の工錢は之を没收す未決者及ひ懲治人の工錢は其親屬に下付し親屬ゐけれは之を没收す

第三章　徒刑流刑及ひ禁獄の刑を受たる囚徒押送

第五十八條　徒刑流刑及ひ禁獄の刑を受たる者あるときは其宣告書の謄書を具して内

務卿に申報し其指揮に從ひ警察遞傳を以て集治監に押送すへし
北海道集治監に於て管束すへき徒流刑の囚徒ハ本監官吏の臨時派出したる地まて押送すへきものとす

第五十九條　北海道に在る集治監は毎歳三四次官吏を派出し前條第二款の例に從ひ押送したる徒刑流刑の囚徒を受取へし

第六十條　徒刑流刑の囚徒を押送する時は戒具を用ひ男囚と女囚とを別つへし遞船中に在ては戒具を用ひさるも妨なし

第四章　假出獄免幽閉の者に貸與する屋舍

第六十一條　假出獄免幽閉を受たる徒刑流刑の者其地に居住すへき家なきときハ屋舍を貸與すべし

屋舍を構造するは將來市街村落を創置するの便を計畫するを要す

第六十二條　假出獄免幽閉を受けたる徒刑流刑の者其配偶者又は其他の親屬を招き同居せんと請ふときは典獄將來營生の方法を取糺し之を許否すへし

前項の請を許すときは其配偶者又ハ其他の親屬現住する地の戸長に通告すへし

其徒刑流刑の者嫁娶を爲さんとするときは監署に申告せしめ典獄之を許否すへし

第三編

第一章　給與

第六十三條　已決囚の獄衣類は總て之を貸與そ

第六十四條　未決者の衣類は總て自辨とし臥具は之を貸與そ若し臥具を自辨せんと請ふ者ハ之を許す貧困にして衣類を自辨すると能はさる者ハ之を貸與す

第六十五條　已決囚の獄衣は赭色とし懲治人の衣服は淺葱色とす

第六十六條　獄衣は總て筒袖とし長短二種ハ別つ男の通常服は長衣就役服は短衣とし女服は總て長衣とす獄衣の外襟ハ白布を縫着し之に番號を墨書すへし

第六十七條　在監人ハ貸與そる衣類雜具

通常服

一單衣
一袷
一綿入衣
一襦袢

就役服

一單短衣
一袷短衣
一綿入短衣
一襦袢

一股引

雜具

一蒲團
一蚊帳
一莞莚
一枕
一帶（長三尺）
一褌（長三尺）
一手巾
一簑
一笠

以上の貸與品の地方の便宜に依り之を斟酌取捨し澣濯補綴して其用を充るを得

第六十八條　在監人一人一日の食糧

一下白米十分の四　七合　強き力業に服する者
一挽割麥十分の六　五合　輕き力業に服する者
一同

一同　四合　工役に服せさる者及び滿十歲以上の未決者
一同　三合　十歲未滿の幼者
一菜　金壹錢五厘以下

地方の便宜に依り粟稗の類を以て麥に代用をすることを得

第六十九條　工業に勉勵して食費を償ふへき工錢を得る者及び其幾倍を得る者等には其請に因り領置したる工錢を以て食物を贖ひ之を給することを得但一日金三錢を過ることを得ス

定役に服せざる者にハ其請に因り領置したる工錢を以て食物を購ひ之を給することを得但一日金五錢を過ることを得ス

第七十條　在監人日用雜費澣濯補綴又は炊用の薪炭其他一身に係る日常諸費は一人一日金壹錢貳厘以下とす

第七十一條　監房常置の器具

一貯水器并に飲器　木製
一唾壺　同
一便器　木製大小二種但監房に圃圄の接續するものには此器を用ひス
一小箒　草の種類を以て製作せし軟かなるもの
一洗手盆　木製

第七十二條　浴湯の定度は毎年六月より九月までは五日毎に一次十月より五月までは十日毎に一次とす

第七十三條　已決囚及ひ懲治人の髪は常に之を短薙し髭鬚ある者は常に剃除せしむ但未決者は此限に在らす

婦女の梳髪は膏を用ひて裝飾をなすを許さず

第七十四條　衣類雜具其他の物品は種質に由り時々熱湯を用ひて之を瀹ひ臭氣を去り蟲害を防くを要す但病者の物品と混一して之を晒洗すへからす

第二章　疾病附死亡

第七十五條　在監人疾病あ羅れは病狀の輕重を料り其監房若くは病室に於て醫療せしむ

懲治場に在る者は情狀に由り其親族に交付することを得

第七十六條　病者の攝養に効ある飲食物又は温を取る湯粥等を用ることを要すときは醫療をして其旨を證明せしめ典獄之を考檢して許否をへし

第七十七條　傳染病侵蔓の兆あるときは其消毒豫防を愼密にをへし

若し在監人中傳染病者あるときは直に病性及ひ感染の形狀を詳悉し醫師の診察書を副へ各其所属長官に報告をへし

○死亡

第七十八條　在監人死亡それは典獄看守長醫師并莅て之を驗屍すへし未決者又は已決囚にして別故あり再ひ訊問に係る者死亡したる時は之を其裁判所に申報をへし

第七十九條　死者の親族若くは故舊第三十三條に記載したる時限より二十四時以内に在て遺骸の下付を請とき之を許し其者をして簿冊に署名押印又は花押せしむへし

遺骸を請ふ親族故舊なきときは棺に入て假葬し其上に氏名標を建つへし其標は約ね面三寸長五尺五寸トス

第三章　信書

第八十條　已決囚其親族故舊に信書を贈るは六個月間に一次とし一通に過ることを得す但其他官司の訊問等に由て書信を要するとき又は親族故舊に回答せんと請ひ司獄官吏に於て法律に觸ることなく且必用と認たるとき此限に在らす

第八十一條　未決者に係る書信は定限なし但豫審判事又は檢事の檢閲を經るに非れは贈答せしむるを得す

第八十二條　懲治人及ひ幼年の已決囚其親族故舊に贈る信書は一個月一次とし一通に過ることを得

第八十三條　在監人の發そる信書は典獄之を檢閲をへし若し書中忌諱に渉る等の文意あるときは通信を許さす

第八十四條　外人より在監人に贈り來たる信書は典獄之を檢閲し適正の事項を述へ又

は遷善の諭示を主としたるものゝ限り之を本人に付與す若し在監人の改悛を妨るものと認るときは之を付與せず

第八十五條　信書を檢閲するに先つ直行を順讀し次に逆讀斜讀又は横讀し嫌疑の文意ありや否を詳査すべし

第八十六條　在監人より發する信書は必ず書信紙を用ひしめ典獄之を緘し封皮に其受領すべき者の住所氏名を書し某監獄署と記し之を遞送す但郵便税は自辨せしむ親族故舊若くは辨護人の信書は監獄署に宛之を差出さしむへし

第四章　接見

第八十七條　在監人に接見せんと請ふ者あるときは典獄先つ之に面接して其氏名族籍營業等を訊ひ其縁由を詳悉し已むを得さるの事狀ありて形跡の疑ふへきときは之を許し看守長看守並在て面會せしむ但密室に在る者は接見を許さず面會の時間は三十分時を過るを得す若し面會を請ひし旨趣に違ふ談話をなしたるときは直に之を停止す

第八十八條　死刑の執行及び徒刑流刑禁獄の刑を受たる囚徒を集治監に押送の以前親族故舊其囚徒に面會せんと請ふときは前條第一項の例に依て之を許す但面會の時間は五十分時を過るを得す

第五章　差入品

第八十九條　未決者及び懲治人の其親属故舊より書籍用紙衣服臥具又は飲食物（炊烹を要せさるものにして一人一食の量に限る）を贈らんと請ふときは之を許す但酒又は烟草其他攝生に害あるものは此限に在らず

第九十條　已決囚には書籍用紙の外一切差入品を許さず

第九十一條　假出獄免幽閉を受たる徒刑流刑の者親属故舊より金錢衣服家具等の寄贈を受けたるときは其旨を典獄に申告せしむへし

第四編

第一章　教誨

第九十二條　已決囚及び懲治人教誨の爲め教誨師をして悔過遷善の道を講せしむ

第九十三條　教誨は免役日又は日曜日の午後に於て其講席を開くものとす

第九十四條　懲治人には毎日三四時間讀書習字算術度量圖畫等の科目中に就き之を教ふへきものとす

學科は懲治場の教場に於て之を研究せしめ其學業の進歩を表する爲め就學の年月卒業の科目學業の優劣及び行狀の良否氏名年齢等を簿冊に記載し巡閲官吏の檢閲に供し又は其尊属親に示すことあへし

第九十五條　各監房内に左の諸款を掲示し傍訓釋義して解し易からしむへし若し文字を識らさる者あれは入監の時より二十四時内に於て之を讀み聽かすへし

掲示

一在監人は常に教令を謹守すへし

一平日互ひ和馴を主とし教誨聽聞の席に就くときは愼て容止を正ふすへし（未決監に在ては此款を除く）

一毎朝父母若くは其墳墓所在の方位に向て禮拜すへし

一毎朝常用の諸器具を清潔にし之を排列して點檢を受け及ひ席壁厠圊等を掃除すへし

一窓壁若くは物件を汚損し不淨器の外へ唾き貯水を濫用するを禁ス

一濫外に出たる時其途上ゟ於て同往の者と交談し及ひ手を交へ或は路人に聲語するを禁ス

一夜間は最も鎭靜を主とし說話或は發聲又は濫りゟ起歩するを禁ス但晝間と雖も百歌喧噪又は高聲ゟ誦讀するを禁ス

一許可を得さる物品を監房に置き或は勝負を競ひ若くは賭博類似の惡戲をなし或は同房の者ゟ汚辱を被らしめ猥褻ゟ渉るか如き所爲あるを禁ス

一服役中其作業ゟ關せさる他事を交談し及ひ休憩の時間部外の工場に至るを禁ス（未決監ゟは此款を除く）

一許可を得ずして衣食其他の物件を受與貸借するを禁ス

一監房に於て異常の事あれは晝夜に拘らす直に看守所に通聲すへし

一日沒後は發病するも其症急劇なるに非れい翌朝に至て醫療を乞ふへきものとす若し劇症なるときは直に看守所に通聲すへし

一獨居の者卒かに病を發したるときは監房より看守所ゟ架する所の響器繩を引き以て之を報ずへし

一病者あるときは同房の者共に介保ゟ力を致すへきは勿論其看病人たらしむる者は切實に之を看病すへし

一水火風震等の際解放に遭ふ者は其解放の時より二十四時内に監獄署又は警察署に其旨を申出つへし

右の諸欵に違ふ者及ひ違ふ者あるを知て告けさる者又い害吏より犯者を問ふゟ當り之を舉けさる者い其情狀を量り處分すへきものなり

年月日　禁監獄署

第二章　賞罰

第九十六條　已決囚獄則を謹守し且改悛の行爲著き者と與獄に於て確認するときは之を賞譽すへし

第九十七條　賞譽せし者には數譽せし毎に之を表するため獄衣の左袖（肩臂間の表面）に方二寸（曲尺）の淺葱色の布を縫着すへし

第九十八條　賞表は假出獄免幽閉又は特赦を具狀するの考據と爲すを得

第九十九條　賞表を得たる者には二個月に一次親屬故舊に接見及ひ通信するを許す

第百條　已決囚若し在監人の逃走を密告又は捕得し或は監獄に係る水火災を防禦し人命を救援したる者あれは金二十五錢以下を賞與し其賞金は監署に領置し本人の請に由り必用品又は食物を購求すへし但第九十七條の賞表を與ふるの限に在らず

第百一條　未決監に在る者前條の勞動あるときは之を錄して檢察官及び裁判官の參考に供すへし

第百二條　懲治人第百條に適したる勞動あるときは金二十五錢以下を以て適宜物品を購ひ之を與ふへし

第三章　懲罰

第百三條　已決囚獄則を犯すときは其輕重を量り左の例に從て處罰す

一　絕信　親屬故舊と書信接見を絕す

二　屏禁　晝夜他の監房又は工場と隔絕したる監房に獨居せしめ服役時限表に照して座作の役を科す

三　減食　常食の半若くは其三分の二を減し鹽湯二品の外菜を與へす

四　闇室　闇室に入れ常食の半若くは其三分の二を減し鹽湯二品の外菜を與へす仍ほ臥具を禁す

第百四條　絕信屏禁は有限若くは無限と爲し減食闇室は七晝夜を限とす

減食闇室七晝夜に滿るも改悛の狀なきときは一旦之を免し更に之を科することを得

第百五條　懲治人及ひ十六歲未滿の已決囚獄則を犯すときは其輕重を量り左の例に從て處罰す

一　獨愼　晝夜一室に獨居せしむ

二　減食　常食の半以內を減す但菜を減するの限に在らず

第百六條　獨愼は七晝夜以內減食は三日以內とす

第百七條　未決者及ひ拘留の刑を受けし者敎令に順はす或は同監の者を煽惑し又は其他の規則を犯すときは所犯の輕重を量り第百三條第百五條に準擬し減食することを得

第百八條　賞表を有する者處罰を受たるときは賞表一個又は數個を褫奪す

第百九條　無期徒刑の囚徒逃走し若くは獄舍獄具を毀壞し又は暴行脅迫を爲し其他重罪輕罪を犯したるときは三月以上五年以下兩脚又は一脚に鈇を施し仍ほ鐵丸を屬したる鐵索を其鈇より貫き腰間に繚帶せしめ繚帶の所に下鍵す但監房に在るも晝間は之を施すものとす

若し再ひ重罪を犯したるときは五年以上十年以下前項の例に照して處罰す

鐵丸の量は二百目以上一貫目以下とし被罰者の體力に應して之を施す丸は索尾に屬

し地上を轉はすものとす其外役に服するときハ鐵丸を除き二人聯絆の法に從ふ

第百十條　減食或ハ閉室の罰に處すへき者あるときは醫師をして診視せしめ身體に妨なきを證して後之を行ふへし

第百十一條　屏居減食閉室又は獨房の罰に處したる後は典獄若くハ看守長時々其動靜を窺察し狀況に由り醫師及び教誨師をして之を問はしむることあるへし

第百十二條　罰則に處せられたる者改悛の狀著るしきはハ之を免することを得

第百十三條　假出獄免幽閉を受たる徒刑流刑の者監署の命令に違背したるときは七日以下之を拘置することを得

3010
55
446628

議院
15.2.8.
圖書館

要犯疑獄ハ係る者ハ覆面巾を蒙らしたる圖を覆面巾無期徒刑の囚又犯罪して懲鎖施したる圖

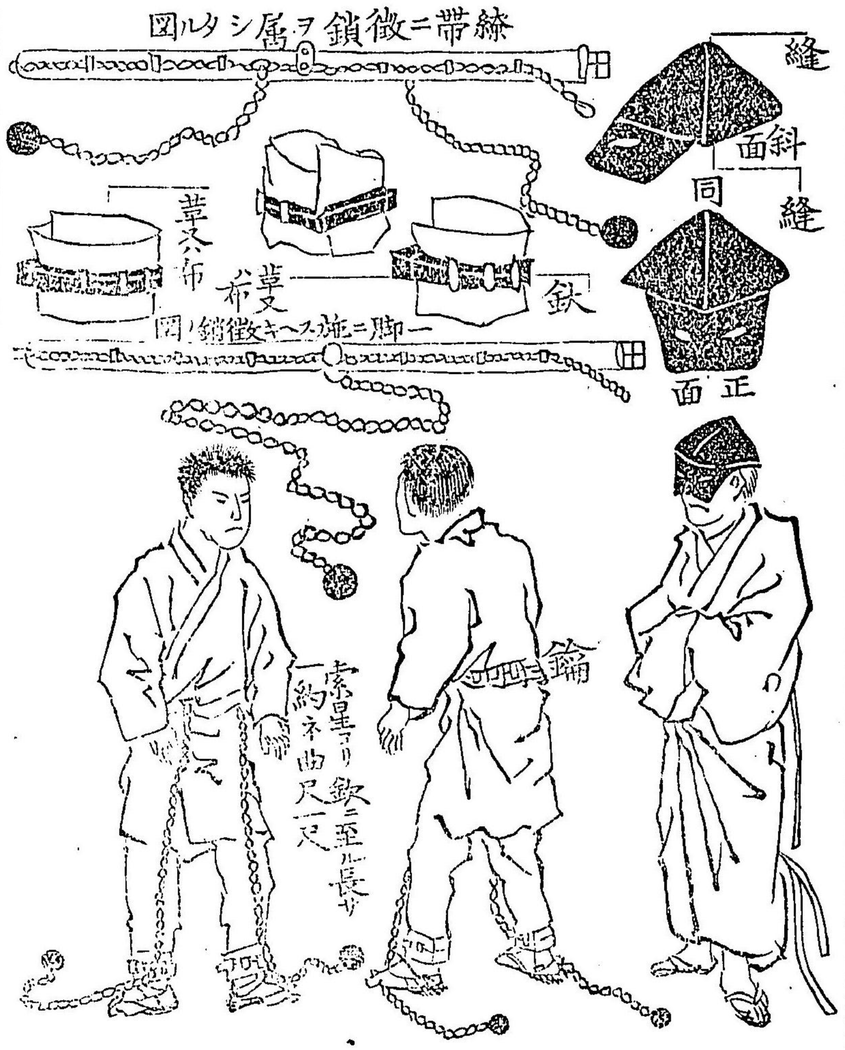

明治十九年九月廿三日出版御届
同　年十月十日再版改題
明治二十一年十月　四版印刷

編輯者　東京府平民　草野省三
發行者　同　本所區中之郷卅六番地　江島伊兵衛
日本橋區通四丁目十番地
發兌元　東京中橋大鋸町四番地　自由閣

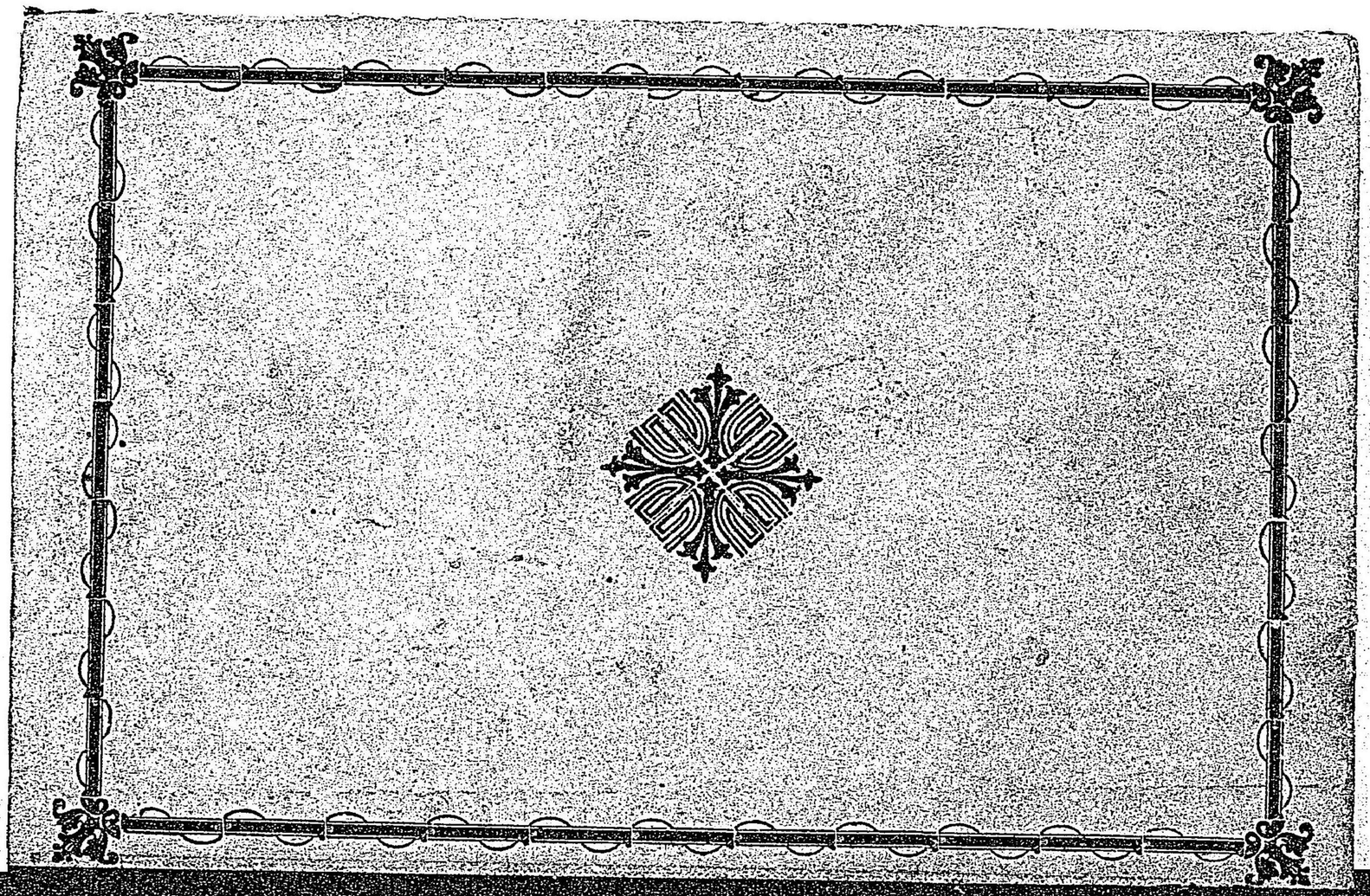

035863－000－2

特70－177

刑法治罪法俗解

附，刑法附則監獄則

草野　省三／編

M21

BBP－0449